



2026年4月7日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社の元代表取締役である福村康廣氏より訴訟が提起されたことを把握しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起された年月日 2026年4月2日
- (3) 当社への訴状送達日 2026年4月6日

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

原告は当社元代表取締役である福村康廣氏であり、原告が主張する請求内容は以下のとおりです。

- (1) 原告はウィッツ青山高等学校の代表取締役社長を約3～4年務めていたが、その在任中にウィッツ青山高等学校分校を訪れたのは2回のみであった。
- (2) 当該分校の運営及び管理責任は原告ではなく親会社の当社側が負うべきものであることが当社の取締役会で正式に認められていた。
- (3) よって、当該分校の問題に関して原告が責任を負う理由は存在しない。
- (4) 上記にもかかわらず原告が責任を負わされ、原告が保有していた当社株式について、その売却代金が当社により無断で処分され、原告の財産権が侵害された。

なお、本件は、2023年11月29日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」及び2024年7月31日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした訴訟に関するものです。当該訴訟では、ウィッツ青山高等学校が新年度募集を停止せざるを得なくなったため損害賠償請求がなされ、原告の株式会社河合ゼミナール及び杉浦孝宣氏が被告の福村康廣氏に対していずれも勝訴しました。当該損害賠償請求債権を当社が株式会社河合ゼミナール及び杉浦孝宣氏から譲り受け、当社が福村康廣氏に対して訴訟を提起し、勝訴したため福村康廣氏が保有する証券口座を差し押さえて株式を売却したものです。

3. 訴訟を提起した者の概要

氏 名	福村 康廣
住 所	東京都千代田区

4. 訴訟の内容及び訴訟物の価額

- (1) 訴訟の内容：金銭返還請求
- (2) 訴訟物の価額：5億4,676万9,747円

5. 今後の見通し

当社としましては、今後、原告の主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処してまいります。
また、今後、本件訴訟による当社への業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上